

第二次佐久市環境基本計画改訂（素案）に対する 意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

（１）意見募集期間

令和４年１２月２１日（水）から令和５年１月１０日（火）まで

（２）素案の公表方法

ア 佐久市ホームページ

イ 佐久市役所市民ホール行政閲覧コーナー、環境政策課窓口、
各支所総務税務係窓口閲覧用として設置

（３）意見の募集方法

ア 郵便

イ 持参

ウ 電子メール

エ ファクシミリ

オ ながの電子申請サービス

2 意見募集の結果

（１）提出された意見 ４名 １４件

（２）提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

No.	意見要旨	市の考え方
1	<p>今後の課題で、解体現場での「アスベスト」の問題があります。</p> <p>1970年代あたりまでの高度成長期、1990年代初頭までのバブル経済に建てられた建築物の多くが老朽化をむかえ数多くの現場で解体がはじまっております。</p> <p>その中で、『健康被害』における情報が表面化し大きな問題になるのではないかと予想しております。</p> <p>現場で作業する従事者が健康に安心して仕事ができるように、何か行政、企業が一体となった施策を先行して出して行ける事を期待します。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、アスベストについては、飛散したアスベストを吸い込むことによって、健康被害を引き起こすと言われております。</p> <p>平成24年から製造等が全面禁止となりましたが、建材等として広く利用されていたことから、建物等にアスベストを含む建材が使用されている場合があります。</p> <p>アスベストの飛散防止については、法令で規制されており、建築物等の解体・改修工事を行う際は、あらかじめアスベストの使用の有無を調査確認し都道府県への調査結果報告が義務付けられております。</p> <p>また、アスベストが使用されている建築物の解体等の作業におきましても法令に基づく除去作業が義務付けられております。</p> <p>令和2年の法改正では、アスベストを使用している建築物等の解体等を行う際の飛散防止対策について、規制対象建材を拡大する等、対策が強化されました。</p> <p>また、令和5年10月からは、建築物等の解体等を行う際に実施するアスベストの使用の有無の事前調査について、有資格者による調査が義務化されます。</p> <p>市としても、吹き付けアスベストの事前調査や除去に補助金の制度を設け、アスベストによる健康被害の防止に取り組んでおります。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
2	<p>「第二次佐久市環境基本計画改訂（素案）」に関する意見というより SDGs に関する意見となっています。SDGs が第二次佐久市環境基本計画改訂（素案）に繋がる重要な部分であると考えておりますのでご了承ください。</p> <p>資料を拝見させていただきました。内容としては「素晴らしい！」の一言です。現状の分析、目標とする姿も明確になっていました。しかし、残念ながらこの素晴らしい資料を見て全ての人が「SDGs をやらなきゃ！」と感ずるかといえば・・・</p> <p>SDGs の活動はゴールという形があり「そのゴールを実際に形にするために」の部分で「誰もが取り組める仕組み」の部分もう少し具体的になるとより良い物になるのではないかと考えます。</p> <p>私は、実際に活動するメンバーは（1）学生（2）企業（3）住民の3グループに分かれると考えます。そして計画をしっかりとした形にするには a 気付き（危機感をもってもらう）、b 実行、c 達成感の味わいのプロセスが必要だと考えています。（1）（2）（3）のグループは「考え方」「目線」「感じ方」がそれぞれに違います。それぞれのグループに対してどのような形で「a 気付き」を得てもらうか等が必要になってくると思います。今後の課題として御一考していただくと幸いです。</p> <p>以下は私が考える SDGs 活動を箇条書きいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生対象に「我校の SDGs 発表会」の開催 ・ 佐久 SDGs 推進企業制度の設立 ・ 企業向けに「企業メリット」があることを行う ・ 入札物件に関して「グリーン購入」の指定をつける ・ メディア等で SDGs 活動の露出 UP ・ 子ども食堂などの活動を充実 ・ SDGs を簡単に分かりやすく知ってもらうためのツールを増やす ・ ジビエ料理のテレビ特集 	<p>ご意見をいただきましたとおり、本計画における施策の推進においては、SDGs の達成と深い関りがあることを認識しております。</p> <p>本計画にも基本目標ごとに関連する SDGs を示しており、市民や事業者の皆様が環境保全活動等に取り組むことが SDGs の達成に寄与するものと考えております。</p> <p>また、当市の事業においても、特定外来生物の増加による生態系喪失への危機感に気付いていただけるように、高校生や行政区の皆様と協働で特定外来生物の駆除活動を実施しております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、市民の皆様への環境に対する意識の高揚と環境に配慮した行動の実施に結びつくような取組を検討してまいります。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
3	<p>SDGs という国連から出された活動が国から県、そして佐久市の環境基本計画に活用されることは、この計画の説得力と実効性をさらに強く主導する要素になっていると感じます。</p> <p>佐久市の現状と課題解決のために SDGs を導入することは、話題性があり、取り組みが盛んな長野県では SDGs への理解度も高いので有効な手法ではないでしょうか。</p> <p>特に複雑になりがちな計画内容について SDGs を活用することで、平易でだれでも理解しやすい資料になっていると思いました。</p> <p>さらに、このわかりやすい資料の内容を市民ひとりひとりにどう伝えるか？という部分が重要だと感じました。</p> <p>佐久市の水資源、再生エネルギー、そこから自然や生態系の保護といった内容は説得力ありましたので、強く市民に訴える大事な情報として佐久市より発信していただければと思います。</p> <p>PDF 資料：第二次佐久市環境基本計画改訂（素案）の概要の 1 ページ目など活用して、 全戸配布の簡単なチラシやパンフレットなども有効ではないでしょうか。</p> <p>また、企業間での認知度は少しずつ高まっているかと思うのですが、「長野県 SDGs 推進企業」についても合わせて、市から紹介いただけるようになると、自治体だけでなく、学校や企業、各種団体も含めた幅広い取り組みとして認知されるかと思しますので、佐久市環境政策課環境政策係様の方でもこの計画資料の認知普及アイデアのひとつとして検討いただければと思います。</p>	<p>ご意見としていただきましたとおり、市広報紙や市ホームページなどの様々な媒体の特性を活用しながら、佐久市の環境に係る情報を発信する方法について、検討してまいります。</p> <p>また、ご提案の「長野県 SDGs 推進企業」の紹介につきましては、県や商工団体等の関係機関、団体と調整を図ったうえで、推進企業の皆様の取組を周知する方法について検討してまいります。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
4	<p>生物多様性を脅かす特定外来生物について、駆除活動や生物多様性への影響などに関する啓発活動などの必要性を各項目で明記し、強化しようとしていることは大いに評価できます。</p> <p>例えば、ブラックバス（オオクチバス・コクチバス）の違法放流による水環境の破壊について自然観察会などの機会に情報提供して一緒に考えてもらうのも一つの方法かと思えます。</p>	<p>ご意見をふまえて、駆除活動の強化に加えて、自然観察会等の機会に、特定外来生物がもたらす本市固有の生物多様性への影響について情報提供していく等、生物多様性の保全に向けた取組を進めてまいります。</p>
5	<p>農地の多面的機能及び環境保全型農業について明記したことも評価できます。(61P)</p>	<p>本市の面積の約15%を占める農地について、農地が持つ多面的機能と、環境保全型農業の実施効果の例として、二酸化炭素の貯留について記載いたしました。</p> <p>今後も、環境保全型農業の推進を図ってまいります。</p>
6	<p>施策展開の方向性として、ライフスタイルや事業活動の見直し・変換の必要性と、特に子どもたちを対象にした環境活動の開催や参加拡大を方向づけたことは評価できます。(84P)</p> <p>・「わが家のエコ課長」フォローアップ事業の内容について、優れた取り組み事例を共有したり、環境保全活動に取り組んでいる個人や団体と共に子どもたちに係ったりしてさらに充実させることが出来るとよいと思えます。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、子供たちの環境への意識高揚を図ることで、家庭へ省エネ活動を広め、脱炭素に結びつくよう、わが家のエコ課長フォローアップ事業の内容について検討してまいります。</p>
7	<p>目標達成に向けた施策として、様々な媒体を通じた情報発信や、市民・団体・事業者などの持つ情報やノウハウを共有できる仕組みづくりをぜひ進めて欲しいと思えます。(88P)</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、市民・事業者と市の双方向で情報発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討してまいります。</p>
8	<p>52P 荒船山に関する記述をカットする場合は、イヌワシを削除してください。</p> <p>(イヌワシは荒船山系では見られますが、双子山方面では観察していません)</p>	<p>意見を踏まえて、下記のとおり修正いたします。</p> <p>荒船山 双子山 など</p> <p>妙義荒船佐久高原国定公園に含まれる荒船山周辺では、国により希少鳥獣に指定されているイヌワシの生息が報告されています。</p> <p>また、八ヶ岳中信高原国定公園に含まれる双子山周辺では、カラマツ天然林が残存しています。</p> <p>さらに、ツキノワグマやクマタカ、フクロウなどが生息しています。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
9	<p>54P 特徴あるスポット 旧美笹自然観察園 大沢一丁田など</p> <p>古くからの棚田、例えば大沢一丁田には絶滅の恐れがあるミズオオバコなどの水草や、ホトケドジョウ、ゲンゴロウなどが生き残っています。</p> <p>美笹湖周辺では・・・</p>	<p>ご意見としていただきました生物の生息状況について、次回の改訂時までには、確認したうえで、記載について検討してまいります。</p>
10	<p>(素案P14)</p> <p>第2章 計画改訂の方向性</p> <p>計画改訂の方向性</p> <p>基本目標Ⅱ 自然共生社会の実現において、ニホンジカによる被害状況・生息分布が生物多様性の脅威として主にとりあげられ、図示されているが、生物多様性への脅威は開発行為や管理状況の変化など、ヒトの活動による脅威もある。</p> <p>この5年間での、開発行為（道路、商業施設エリア開発他）などによる環境変化のあった場所についても図示すべき。</p> <p>希少野生動植物の目撃件数や分布域の縮小なども図示すべき。</p>	<p>ご意見をいただきました、開発行為などによる環境変化については、調査を行っておりませんので、お示しすることはできません。</p> <p>本計画では、市内の生態系を、山地、里山、水辺、市街地の4つに区分し、生物多様性の保全に取り組むこととしていますが、佐久平駅周辺の開発により、新たな市街地特有の生態系が形成されていくことが考えられるため、次回の計画改訂までに、新たな生態系の区分について検討する予定です。</p> <p>市内の自然環境の状態を探るとともに、環境保全に対する市民の意識高揚を図るため、毎年度「緑の環境調査」を実施し、オオムラサキ等の一部の希少な動植物について、目撃された地点や件数を公表しておりますことから、計画への記載はいたしません。</p>
11	<p>素案 p53、p55、p57、p59 などの生態系の保全方針のなかで、「広める・つなぐ」の内容として、自然観察イベントなどの開催とあわせて、周知のための看板の設置を追加されてはどうか。例えば、美笹湖や洞源湖などにその場所の自然の特徴や生き物の紹介や、外来種放流禁止などの説明があれば、周囲を歩き交う人もなぜその場所が重要なのか理解しやすいし、外来種の持ち込みについても気にするようになり、そういった行為の抑制になるのではないか。</p>	<p>生物多様性の保全が、私たちの生活や経済活動に密接した問題であることや、外来生物や有害鳥獣がもたらす本市固有の生物多様性への影響などを、普及・啓発していくことは重要であると考えております。</p> <p>周知のための看板の設置につきましては、個別具体の対応となるため計画は原文のままとさせていただきます。</p> <p>ご意見を踏まえて、看板設置等の必要性の有無を含めまして、普及・啓発の方法について検討してまいります。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
12	<p>「ごみを出さないライフスタイル」のなかで、使い捨てプラスチックの使用削減とある。</p> <p>現在、ビン、缶などの収集の際に指定ビニール袋に入れて出す方式であるが、長野市、小諸市など他の市町村で実施されている、回収 box に入れる方式の方がビニール袋を使用しないで済むので、使い捨てプラスチックの使用削減になり、佐久市全体で考えれば相当な削減量になるのではないか。不燃ごみについても大型のものは回収用のシール張るなどすればビニール袋に入れる必要はない。</p> <p>ごみの回収方式についても、市民の意見を聴く機会を設けていただき、知恵を出し合ってより循環型社会の実現を目指していきたい。</p>	<p>「雑びん」の回収を例に挙げますと、県内他市におきましては指定袋を使用せず、コンテナ等を配置して「雑びん」を回収しております。</p> <p>回収場所は、ごみステーション全てにコンテナ等を配置する場合がありますが、一定程度のスペースが必要となるため、多くの市では、ごみステーション全てではなく、箇所を絞ったり、公民館等の拠点施設に配置することで回収を実施しております。</p> <p>また、コンテナ等の準備は、主に自治会の衛生当番の方が、その回収日に合わせて配置及び片付けを行っている市が多い状況ですが、一部、委託料を支払う中で収集運搬業者が行っているという市もあります。</p> <p>コンテナによる回収のメリットは「少量でも出しやすい」、「収集運搬業者が回収しやすい」、「指定袋を使用しなくてよい」といったことが挙げられます。</p> <p>一方で、デメリットは「回収箇所が絞られ、排出場所が遠くなることにより、特に高齢者世帯等にとって大変であること」、また、「収集日に合わせて自治会の衛生当番の方が、コンテナの準備及び片付けを行うことが負担となっていること」を、コンテナによる回収を行っている他市に確認しております。</p> <p>佐久市は、指定袋による排出をお願いしていることから、指定袋の使用数が増えてしまうデメリットがある一方で、近くのごみステーションに排出できるという点、また、自治会の衛生当番の方の負担が少ないという点がメリットであると考えております。</p> <p>資源物の回収方法は、メリット及びデメリット、またコストの検証などを行い、「雑びん」だけでなく他の資源物についても、調査・研究を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に向け、市民アンケートの実施も検討しております。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
13	<p>概要 p4</p> <p>「市民や事業者が自主的に行う環境に配慮した行動や活動の支援を図り」とある点は、大変すばらしいと思います。これからの佐久市の施策に期待しております。</p>	<p>環境保全活動の活性化には、市民一人ひとりの環境についての意識高揚が大切であると考えております。</p> <p>引き続き、市民、企業の皆様からのご協力が得られるよう、環境についての啓発活動に取り組むとともに、環境に配慮した行動や活動への支援を実施してまいります。</p>
14	<p>意見募集期間について</p> <p>12月21日～1月10日の21日間というのは、本業の合間の時間を捻出して資料を拝見する市民にとって、素案91p、概要4pというボリュームに対して大変短く感じます。せめて1か月はとっていただけないでしょうか。</p>	<p>意見募集の手続きを規定した「佐久市市民意見公募手続実施要綱」の第7条におきまして、「意見を提出するのに必要な期間として、公表の日から1か月程度、緊急を要するときは、少なくとも14日以上期間を確保する」としております。</p> <p>この度の意見募集につきましては、計画策定全体のスケジュールを勘案する中で、期間を設定いたしました。</p> <p>頂いたご意見につきましては、今後の計画策定における参考とさせていただきます。</p>